

商工中金外為 Web 為替予約 ワンタイムパスワード利用規定

本規定は、商工中金外為 Web 為替予約サービス(以下「本サービス」といいます。)をご契約のお客様(以下「お客様」といいます。)がワンタイムパスワード(以下「OTP」といいます。)を利用する場合の取扱いを明記したものです。OTPを利用する場合は下記条項のほか、「商工中金外為 Web 利用規定」及び「商工中金外為 Web 為替予約利用規定」に準じます。

第1条 OTP の定義

- ① OTP は、当金庫が指定する生成ソフト(以下「生成ソフト」といいます。)において生成・表示され、生成ボタンの押下した回数により変化する可変的なパスワード、および生成ソフトに自動表示される可変的なパスワードをいいます。
- ② OTP は、本サービスの取引画面にお客様がログインするときのお客様ご本人の確認に使用します。
- ③ OTP は、生成ソフトをインストールしたパソコン・スマートフォン等(以下「端末」といいます。)で、かつ OTP 利用開始の登録を行ったパソコンから利用できるものとし、利用できる端末は OTP 利用者お一人につき1台とします。

第2条 OTP の利用手数料

「商工中金外為 Web 為替予約規定」第3条第2項によります。

第3条 OTP の利用者

OTP の利用者(以下「OTP 利用者」といいます。)は、お客様が「管理者」または「締結者」としてお届けいただいた利用者のうち、当金庫が指定する方法により生成ソフトをインストールしたうえで当金庫に対して OTP 利用開始の登録を行い、かつ、この登録について当金庫が承諾した利用者となります。

第4条 OTP 利用開始

- ① OTP 利用開始の登録は、本サービスを利用する端末に生成ソフトをインストールし、当金庫ホームページ上の OTP 利用開始登録画面に、「ログインパスワード」を入力してログインしたうえで、当金庫所定の登録画面に生成ソフトに表示される「トークン ID」および、生成ソフトで連続して生成する2つの異なる「OTP」を入力することにより行います。
- ② お客様が入力した「トークン ID」および「OTP」が、当金庫が保有している「トークン ID」および「OTP」と各々一致した場合には、当金庫は当該利用開始の登録を正当なお客様からの申込とみなして受け付け、これにより本サービスにおける OTP の利用が可能となります。

- ③ 当金庫は、お客様が入力した「トークン ID」および「OTP」が、当金庫が保有している各情報と一致して利用開始の登録を受け付けたうえは、「トークン ID」および「OTP」につき不正使用その他の事故があっても当金庫は当該申込を有効なものとして取り扱い、またそれにより生じた損害について一切の責任を負いません。

第5条 OTP の利用

- ① 前条2項の OTP の利用開始登録後は、本サービスの取引画面にログインする際のユーザーIDおよびパスワード情報に加えて「OTP」による本人認証を行います。
- ② 本サービスの取引画面にログインする際に、お客様はログインパスワード情報および「OTP」を当金庫所定の画面へ正確に入力して当金庫に伝達してください。当金庫に伝達されたログインパスワード情報および「OTP」が、当金庫が保有するお客様の基本パスワード情報および「OTP」と各々一致した場合には、当金庫はお客様からのログイン依頼とみなして取り扱います。なお、当金庫は当金庫が保有する各情報と一致してログインを受け付けたうえは、ログインパスワード情報および「OTP」につき不正使用その他の事故があっても当金庫は当該ログインを有効なものとして取り扱い、またそれにより生じた損害について一切の責任を負いません。
- ③ 当金庫が保有する OTP と異なる OTP が当金庫所定の回数以上連続して伝達された場合は、当金庫は当該 OTP 利用者の本サービスの利用を停止します。この場合、お客様が本サービスの利用再開を依頼する際は、当金庫所定の手続きに従い、利用再開する OTP 利用者を指定のうえ、お客様ご本人から当金庫に届け出てください。この届出により、当金庫は当該 OTP 利用者の本サービス利用再開の措置を講じます。

第6条 OTP 利用の一時停止・再開

- ① 当金庫およびお客様の一方の都合で、通知により、OTP の利用を一時停止することができます。
- ② 当金庫の都合により OTP の利用を一時停止または再開する場合は、当金庫所定の方法により一時停止または再開を通知します。
- ③ お客様が OTP の一時的な利用停止を希望する場合は、当金庫所定の手続きに従い、利用停止する OTP 利用者を指定のうえ、お客様ご本人から当金庫に書面にて届け出てください。この届出により、当金庫は当該 OTP 利用者の OTP の利用停止措置を講じます。利用停止措置の完了前の損害について当金庫は責任を負いません。
- ④ お客様が OTP の利用再開を希望する場合には、当金庫所定の手続きに従い、利用再開する OTP 利用者を指定のうえ、お客様ご本人から当金庫へ書面にて届け出てください。この届出に対し、当金庫は当該 OTP 利用者の OTP 利用再開の措置

を講じます。

第7条 OTPの利用解除

- ① 当金庫およびお客様の一方の都合で OTP の利用を解除することができます。ただし、お客様から OTP の利用を解除する場合は、当金庫所定の手続きに従い利用解除する OTP 利用者を指定のうえ、お客様ご本人から当金庫に書面にて届け出てください。
- ② 当金庫の都合により OTP の利用を解除する場合、当金庫所定の方法により解除を通知します。
- ③ 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合、通知により当金庫は OTP の利用解除ができるものとします。
- ④ 端末を変更する場合には、OTP の利用解除が必要になります。この場合、前項に従い当金庫所定の手続きに従い利用解除する OTP 利用者を指定のうえ、お客様ご本人から当金庫に書面にて届け出てください。利用解除の完了前の損害について当金庫は責任を負いません。なお、再度 OTP を利用する場合は、OTP 利用解除日の翌日以降に第4条第1項にしたがって OTP 利用開始の登録を行ってください。
- ⑤ 利用者を変更・削除する場合には、該当利用者の OTP の利用も解除されます。
- ⑥ 本サービスの契約が解約された場合は、自動的に OTP の利用も解除されます。

第8条 免責事項

- ① 端末および OTP は、お客様ご自身の責任において厳重に管理するものとし、他人に譲渡、質入れ、貸与、または開示することができません。端末および OTP の管理に関してお客様の責めに帰すべき事由があった場合、それにより生じた損害について当金庫は一切の責任を負いません。
- ② 生成ソフト自体の不具合または端末の故障等の事由で OTP が利用できなかったことにより、お取引の取扱いが遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当金庫は一切の責任を負いません。
- ③ 端末または OTP を紛失したとき、端末または OTP が偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用される恐れが生じたとき、若しくは他人に使用されたことを認知したときは、速やかにお客さまから当金庫に届け出るものとします。この届出に対し、本サービスおよび OTP の利用停止の設定をします。この利用停止の設定以前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- ④ 次の各号の事由により OTP の取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
 - (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。

(2) 当金庫またはセンターシステムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき。

(3) 当金庫所定の操作方法以外の操作によって障害が生じたとき。

第9条 規定の変更

- ① 当金庫が本規定の内容を変更する場合には、変更内容を当金庫ホームページへの記載等、当金庫の定める方法によりお客様に告知することにより変更でき、告知により変更の効力が生じるものとします。
- ② 変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととし、この変更によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

以上